

平成22年7月22日
総務省消防庁

件名

ゼリー状の着火剤の継ぎ足しによる火災にご注意を！

標記の件について次のとおり情報提供がありましたので、参考配布いたします。

- 1 【消防本部名】
東京消防庁(東京都)
- 2 【発生日時】
平成12年から平成21年(過去10年間)
- 3 【発生場所】
東京消防庁管内
- 4 【事案の概要】
別紙 のとおり
- 5 【その他】
本事案の詳細に係るお問い合わせは、各消防本部へお願いします

(担当)
消防庁総務課広報係
担当：御手洗係長・根来事務官
電話：03-5253-7521
FAX：03-5253-7531



平成22年7月20日

ゼリー状の着火剤の継ぎ足しによる火災にご注意を！

～ 過去10年間で5件発生しています ～

東京消防庁では夏休みを迎え、海や山でのキャンプやバーベキューの火起こしに使用する「着火剤」を継ぎ足して使用すると、着ているものに燃え移る可能性があることから、取扱いについて注意を呼びかけています。

【火災発生状況】

春から秋にかけての行楽期にバーベキューなどの際、過去10年間で5件発生し、中等症3人、軽傷2人の計5人のけが人が発生しています。けが人の発生率が高いことから注意が必要です。

【着火剤とは】

着火剤とは、木炭や薪等に火を起こしやすくするために補助的に使用する燃料です。形状はパック入りでそのまま使うもの、柔らかいポリ容器から絞り出して使うゼリー状や固形タイプなどがあります。成分はアルコールや灯油、木材繊維などで多種多様な製品があります。

【継ぎ足しは危険】

炭などに一度火を点けたにも関わらず、「火力が弱い」、「早く調理したい」などの理由から着火剤を継ぎ足したり、明るい屋外では炎が見えにくく「まだ燃えていない」と勘違いして継ぎ足す事があります。

着火剤の成分は、メチルアルコールなど揮発性・燃焼性が高いものが多いことから、継ぎ足し中に炎が大きくなり、着ているものに燃え移る危険性があります。

【どのような事に注意すれば良いか】

- 1 一度火を点けたら、着火剤の「継ぎ足し」は、絶対行わないこと。
- 2 着火剤の主成分であるメチルアルコールは、揮発性が高いためガス化して引火しやすいので、蓋をあけたまま放置しない、また、点火の際は、十分な距離をとること。
- 3 燃えた着火剤が飛び散ったり、揮発した着火剤に引火し、着ているものに着火する可能性があるため、近くに水を汲んだバケツや湿らせた布を用意すること。
- 4 キャンプやバーベキューは、屋外で不便な場所が多いため、火災や救急の対応に時間を要する場合は考えられるため十分注意すること。

※ 詳細は、別紙資料を参照してください。

※ 着火剤の実験映像と火災の事例写真を希望する社は、広報課報道係までご連絡ください。

問い合わせ先

（東京消防庁 代） 電話 3212-2111
予防部調査課 内線 5062 5066
広報課報道係 内線 2345～2350

【別紙】

着火剤に起因した着衣に着火した火災状況（屋外で発生した火災）

1 年別火災状況（平成 12～22 年）

| 年 別 | 火 災 件 数 | 死 者 | 負 傷 者 | | |
|---|------------------|--------|--------|-------------|--------|
| | | | 合 計 | 中 等 症 | 軽 症 |
| 合 計 | 5 | 0 | 5 | 3 | 2 |
| 平成 12 年 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 |
| 平成 13 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 14 年 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 平成 15 年 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 平成 16 年 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 平成 17 年から平成 22 年 7 月 20 日までの間、 着火剤に起因して着衣に着火した火災は発生 していません。 | | | | | |

※1 合計欄の数値は、平成 12 年から平成 21 年の合計値です。

※2 平成 22 年の数値は 7 月 20 日現在の速報値で、後日変更される場合があります。
(以下同じ。)

2 月別発生状況

| 月 別 | 合 計 | 4 月 | 5 月 | 9 月 | 10 月 |
|---------|-----|-----|-----|-----|------|
| 合 計 | 5 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 平成 12 年 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 平成 14 年 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 15 年 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 平成 16 年 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |

【火災事例】

事例1 「着火剤により着衣着火した火災」

出年火時分 平成14年4月 13時ごろ

用途等 衣類

被害状況 折りたたみ椅子1、衣類若干焼損 負傷者1人

概要

この火災は、河川敷でバーベキューをしている際に出火したものです。

出火原因は、バーベキューをしている際にバーベキュー用こんろ(燃料：炭)の火が弱くなっていたのでチューブ入りの着火剤(メチルアルコール)を炭火に向かって入れたところ、急激に燃え上がったために火のついた着火剤が飛び散り、バーベキュー用こんろの近くに座っていた子供の着ている衣類に着火したものです。これに気づいた大人がすぐに子供が着ていた衣類を脱がせ、川の水で消火しています。

この火災で、子供は上下肢に火傷を負っています。

教訓等

この火災は、着火剤の主成分メチルアルコールの危険性を知らず、取り扱い上の注意事項を理解しないまま、使用中のバーベキュー用こんろに直接かけたために発生したものです。

使用された着火剤は、危険物第四類アルコール類に指定されているメチルアルコールでできており、引火や発火の危険性のあるものです。そのため、着火剤には使用上の注意として「①燃焼中のこんろには着火剤を継ぎ足して使用しないこと。引火した着火剤が飛び散り、重度の火傷・火災になる危険があります。②着火するときには一人で行い、他の人は火が安定するまで5m以上離れていること。」などの記載がされていました。

このことから着火剤を使用する際は、使用上の注意事項を十分に理解し、使用中のこんろに直接かけたりせず、点火は点火用ライターや棒切れなどの先に紙切れ等を結び付けて点火するなどの考慮が必要です。また、屋外でこんろを使用する際は、風で火が拡大することがあるため、こんろと可燃物との間は十分に距離をおくことが必要であり、こんろの周囲に安易に人を近寄せないことが望まれます。

写真1-1 使用したこんろの状況



写真1-2 焼損した着衣と着火剤



事例 2 「着火剤により着衣に着火した火災」

出火年時分 平成 16 年 9 月 16 時ごろ

用途等 着衣

被害状況 着衣焼損 負傷者 1 人

概 要

この火災は、住宅の敷地内でバーベキューを行なっている際に出火したものです。

出火原因は、バーベキューこんろ内の火が弱かったので、火勢を強めようとして行為者がチューブ入りの着火剤を炭火に向かって入れたところ、急激に燃え上がったため、行為者の着衣に着火したものです。

同じ敷地にいた友人は火災に気づき、手で叩いて初期消火を実施した後、119 番通報しています。

なお、この火災で行為者は火傷を負っています。

教訓等

この火災は、着火剤の注意事項を守らなかったために火災が発生したものです。

使用した着火剤は、第二類引火性固体で引火や発火の危険性があるものです。そのため、着火剤には使用上の注意として「つぎ足し厳禁」と記載されていました。

このことから、着火剤を使用する際には、使用上の注意を十分に理解してから使用するとともに、火を扱っているという認識を高め、常に安全管理を心掛けることが大切です。

写真 2 - 1 使用したこんろの状況



写真 1 - 2 焼損した着衣と着火剤

